

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）
発行人 花井 圭子

No. 142

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel. 03-3259-1287 URL <http://www.rofuku.net>



2018 年度 全国研究集会を開催！



挨拶する中央労福協・神津里季生会長＝6月4日、岡山市内

中央労福協は6月4～5日、岡山市で2018年度全国研究集会を開催した。集会には地方労福協、事業団体、労働団体等から計334名が参加した。来賓には、開催地より伊原木 隆太・岡山県知事、大森 雅夫・岡山市長、金澤 稔・岡山県労福協会長から歓迎の挨拶がなされた。本研究集会は「貧困や社会的孤立に陥らない地域をつくろう」をテーマに、厚生労働省の「地域共生社会のめざすもの」、引きこもりなど社会的に孤立する若者支援の実践、各地域で活躍する仲間のネットワークによる支え合い・助け合いの成果を全体で共有し、次期ビジョン策定をはじめ、政策提言や福祉強化キャンペーンなどの行動につなげていく機会とした。

**貧困や社会的孤立に陥らない地域をつくろう！
支えあい、助け合いのネットワークを広げよう！**



中央労福協
神津 里季生 会長



岡山県
伊原木 隆太 知事



岡山市
大森 雅夫 市長



岡山県労福協
金澤 稔 会長

冒頭、主催者を代表して中央労福協・神津 里季生会長が挨拶した。神津会長は、この間労福協が取り組んできた奨学金制度改善をはじめ、生活困窮者自立支援制度・生活保護法の改正、カジノ解禁実施法など多くの社会課題に触れた。「労福協に集う仲間が思いをひとつにして取

り組みを重ねてきていることによって、世の中の足らざるを補い、前進させ、またおかしなことに対峙していく、この積み重ねこそ世の定であることをお互いに確認し合いたい」と述べた。



講演する本後健さん=6月4日、岡山市内

講演Ⅰでは、「生活困窮者自立支援制度の意義と制度見直し～地域の実現に向けて～」と題し、厚生労働省社会・援護局生活困窮者自立支援室・本後 健室長に講演をいただいた。本後さんからは、2015 年の法制化以降の全国の自治体での実施状況や各地域での気づきや成果、また制度見直しのポイントや今後の方向性等について、実務責任者としての思いを述べられた。またこれからの地域共生社会づくりに向けて、「自治体だけでなく地域のあらゆる人びとがネットワークを組み、新たな支え合いの仕組みを作っていきたい、まさにそこには労福協の皆さんの存在が必要不可欠である」と強調された。



講演する谷口仁史さん=6月4日、岡山市内

講演Ⅱでは、「若者支援活動の“これまで”と“これから”」と題し、NPO スチューデント・サポート・フェイス・谷口 仁史代表理事から講演をいただいた。谷口さんからは、地元佐賀県で若者の引きこもり支援活動を始めるに至った経過、アウトリーチを用いることで明らかになった孤立する子どもの実態を具体的に紹介いただいた。「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！誰もが希望を抱くこ

とができる地域づくりのためには社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立が必要である」と述べ、あらゆる専門家がタッグを組み一人に寄り添うことの大切さを強調した。



事例報告の様子=6月5日、岡山市内

2 日目には、事例報告として、

- ①コープファームおかやま・眞木 貴正さん
(就労継続支援 A 型事業所の取り組み)
- ②ワーカーズコープ中四国事業本部・牛草 賢二さん
(地域における仕事づくり)
- ③北海道奨学金ネットワーク・鈴木 隆司さん
(奨学金ネットワークの構築)
- ④沖縄県労福協・岡野 みゆきさん
(働く仲間のゆめ・みらい基金)
- ⑤徳島県労福協・林 善章さん
(子供の未来応援地域ネットワーク支援事業)

それぞれから各地での活動を紹介いただいた後、それぞれの団体から今後に向けた取り組みや地域におけるネットワークづくりをテーマに討論を行った。



閉会あいさつをする黒河副会長=6月5日、岡山市内

閉会あいさつでは、中央労福協・黒河 悟副会長が、10 年前のリーマンショックでこれまで見えなかった格差や貧困が可視化した。「2019 年秋には中央労福協は設立 70 周年を迎える。2 日間の講演・事例報告を聞き、必要なら、無いなら自分たちで作る。そのエネルギーが私たちの活力や推進力であることをあらためて気づかされ、さらに地域でネットワークを広げていく必要性が共有された」と集会を締めくくった。

利用促進・共助拡大に向けて意見交換

第 2 回事業団体会議を開催

中央労福協は 5 月 22 日、東京都内で第 2 回事業団体会議を開催した。

会議では「利用促進・共助拡大」をテーマに全体で意見交換を行った。中央労福協・労金中央推進会議・全労済中央推進会議の 3 者で実施する「産別訪問活動」は今年で 6 年目を迎えることから、従来の全産別訪問を見直し、新たに書記長・事務局長が就任した産別を中心にじっくりと労働者自主福祉運動の推進強化に向けた提案を行うこととした。産別訪問活動は 6 月 11 日からスタートし、7 月中旬にかけて実施する。

続いて、地方労福協が取り組む「2018 全国福祉強化キャンペーン」の取組方針策定に向けた考え方について意見交換を行った。地方労福協から要望の多かった“全国一斉行動”として 10 月 1 日からの生活保護基準の引き下げを意識した要請行動や奨学金に関する相談活動などを検討することとし、7 月 23 日に開催する第 3 回幹事会で提



事業団体会議＝5 月 22 日、東京都内

起・確認することとした。

会議の前段では高橋均・労働者福祉運動推進アドバイザーを招き、『『2020 年ビジョン』の議論経過と検証について』と題した勉強会を開催した。2019 年度の中央労福協 70 周年事業の検討に向け、時代認識の重要性など事業団体間で共有した。

2018 年度 政策・制度要請を開始

中央労福協は、4 月 27 日の第 2 回幹事会で「2018 年度 政策・制度に関する要求と提言」を決定。5 月から政党・省庁への要請行動を開始した。

厚生労働省

5 月 28 日、厚生労働省を訪問し、南部副会長より高木美智代 厚生労働副大臣に要請書を手交し意見交換を行った。

高木副大臣からは、要請事項のうち、生活困窮者自立支援制度改正の方向性、生活保護制度の見直し状況、中小企業勤労者の福利厚生への向上、財形貯蓄制度の導入促進に関してのコメントがあった。

特に生活困窮者自立支援制度について、「就労準備支援事業や家計改善支援事業の実施にあたり、労福協および関連団体の皆様には自治体の委託先として強力にサポートいただいております。心から御礼申し上げます。また、自治体の取組内容や現場での課題を直接担当室に伝えていただき、制度についての実践的な提言もいただいている。今般の制度改正にあたっても貴重な提言をいただいた。引き続き支援をお願いしたい」と、労福協へのお礼と今後の支援要請があった。



要請書を手交する南部副会長＝5 月 28 日、東京都内



意見交換の様子＝5 月 28 日、東京都内

政党

社会民主党へは黒河副会長、国民民主党・立憲民主党・公明党へは南部副会長が要請書を手交した。続いて花井事務局長から要請概要を説明し、同席した各事業団体の代表者から具体的な内容を説明した後に、意見交換を行った。

社会民主党

5月16日、衆議院第2議員会館にて、社会民主党に要請・意見交換を行った。党側は、吉川元 幹事長（政策審議会長）に対応いただいた。



国民民主党

5月23日、国民民主党本部にて、同党に対し要請を実施し意見交換を行った。党側は、大塚耕平 代表、玉木雄一郎 代表、古川元久 幹事長、小林正夫 厚生労働委員、藤田幸久 国際局長、小宮山泰子 企業団体局長、伊藤俊輔 衆議院議員に対応いただいた。



立憲民主党

5月24日、衆議院第2議員会館にて、立憲民主党に要請・意見交換を行った。党側は、長妻昭 代表代行（政調会長）、逢坂誠二 政調会長代理、西村智奈美 政調会長代理、尾辻かなこ 厚労部会事務局長、吉田統彦 厚労委員、長谷川嘉一 厚労委員、池田まき 厚労委員、長尾秀樹 政調会長補佐に対応いただいた。



公明党

5月28日、衆議院第2議員会館にて、公明党に要請・意見交換を行った。党側は、石田祝稔 政調会長、伊藤渉 労働局長に対応いただいた。



生活困窮者自立支援法等の改正法が成立

施行後 3 年の見直しに伴う生活困窮者自立支援法等の改正法案が 6 月 1 日、参議院本会議において可決・成立した。発展途上の制度であるため課題は多いが、誰もが社会的に孤立することなく自立できる地域づくりに向けて、大きな一歩となった。

◆ 社会的孤立にも対応、各種支援を拡充

生活困窮者自立支援法は 2015 年 4 月に施行され、複合的な課題を抱えた生活困窮者に寄り添いながら包括的な支援が各地で行われてきた。その結果、相談から支援につながった多くのケースで一定の効果が表れている。一方で、まだ相談につながっていない方々も数多くいることや、自治体間格差の問題、就労支援など任意事業の実施率が低く支援の出口が十分に用意されていないなど、様々な課題も見えてきた。

今回の改正では基本理念が新設され、「生活困窮者の尊厳の保持」を図りつつ、困窮の背景にある「地域社会からの孤立」も含めた個々の状況に応じた支援を包括かつ早期に行うことや、困窮者支援を通じた地域づくりの視点が明確化された。制度創設時から謳われていたことであるが、法文上明記された意義は大きい。これまで任意事業であった就労準備支援事業や家計改善支援事業は努力義務化され、両事業と自立相談支援事業との一体的実施を促進するとともに、子どもの学習・生活支援事業や居住支援についても強化された。そのほか、自治体の関係部局が連携して相談支援窓口につなぐ努力義務や、支援関係者間での情報共有の仕組み、都道府県による市等への支援事業（研修や広域ネットワークづくりなど）も創設される。

◆ 3 年間で集中的に実施体制を整備

国会審議を通じて、就労準備支援事業と家計改善支援事業については、今後 3 年間で集中的に実施体制を整備し、全ての地方自治体において両事業の完全実施を目指すことが確認された。また、その他の任意事業も含め、各事業の実施率を高めつつ、次期改正における必須化に向けた検討を行うことが参議院の附帯決議に盛り込まれた。こうした目標に向かって、国や自治体、支援団体をはじめ、すべての関係者が基本理念を共有しつつ、一体となって取り組んで行くことが必要である。

残された課題も多い。生活困窮者自立支援事業は、人



2017 年 11 月には生活困窮者自立支援制度の見直しを求めて厚生労働省へ要請を行った。左が本後健・生活困窮者自立支援室長＝2017 年 11 月 6 日、東京都内

が人を支えることを根幹とする制度である。しかし、事業の委託は多くが単年度契約であり、制度を担う相談員・支援員も 1 年契約で先行きの見えない不安を抱えている。制度を持続可能なものとするためにも、参議院附帯決議に基づき、委託契約にあたって支援の質や実績を総合的に評価することや、「相談員・支援員が安心と誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善」を着実に進めるよう国・自治体に求めたい。

また、支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制を整備することも課題である。今回の改正で、国と自治体に認定就労訓練事業者への受注機会の増大を図ることが努力義務化された。こうした優先発注や税制優遇等の仕組みも活用しつつ、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備していくことが必要だ。

中央労福協は改正法の成立を受けて、生活困窮者自立支援制度の発足前のモデル事業の段階から積極的に関わってきた立場から、更なる制度の定着・発展に向けて、就労支援等の強化に取り組んでいくとの談話を発表した。

◆ 問題を残した生活保護法改正

改正法（一括法）に含まれている生活保護法の改正において、生活保護受給者にのみ後発医薬品が使用原則化されたことは、医療の平等の観点から極めて問題である。生活保護世帯の子どもの大学進学支援については、進学準備給付金（自宅 10 万円、自宅外 30 万円）が支給されることは一歩前進ではあるが、進学を後押しするには不十分であり、更なる拡充と改善に向けて進学時の世帯の取扱いも含めた検討を求めたい。

もっと労金になじみをもってもらいたい！

労金協会が女性リーダーによる意見交換会を開催

労金協会は 6 月 12 日、千代田区内で女性の労金運動参画および労金利用促進を目的に「ろうきん働く女性応援プロジェクト」意見交換会を開催した。

全国 13 金庫より会員労組の女性リーダー、労金運動中央推進会議より産別等の女性リーダー（中央労福協・花井 圭子事務局長を含む）、さらにろうきん運動推進アドバイザー、労金協会・連合会・13 金庫の役職員の計 44 名が参加した。冒頭、本会議の発起人であるろうきん運動推進アドバイザーの景山 誠代表幹事（連合島根副事務局長）が挨拶し、「働く女性は超少子高齢化社会の救世主。労金にはもっと女性の目線や声を活かしたサービスが求められる。今日は普段感じていることを率直に出し合っていたきたい」と述べた。

会議のメインは 2 つに分かれた分散会で、各労金で展開する女性向け商品・サービスの情報交換を行うとともに、「労金のここが好き、ここが嫌い」「労金に力を入れてほしい商品とは」「“ためる・ふやす”



“かりる”+もう一つを創るとしたら」の 3 テーマで意見交換が行われた。

意見交換会の内容は翌 13 日に開催されたろうきん運動推進アドバイザー会議で共有されたほか、6 月 29 日に中央労福協が開催するシンポジウム「女性のひろば」でも紹介される。こうした多くの女性の“声”が労働者自主福祉運動の輪を広げる原動力となっていく。

『災害時無保障者の解消』に向けて“こころあわせ”

全労済中央推進会議で自然災害共済 100%加入運動の取り組みを確認

5 月 30 日、全労済は東京都内で中央推進会議第 76 回全体会議 / 創立 60 周年記念講演を開催した。

全体会議には、35 構成組織（40 名）が参加した。中央労福協からは花井 圭子事務局長と栗岡 勝也事務局次長がオブザーバーとして参加し、利用促進強化に向けた協力を呼びかけた。

全体会議では、構成組織から 2017 年度の取り組み総括および今後に向けた課題等が報告された。2018 ～ 2021 年度中期活動計画（案）では、労働者共済運動として、「災害時無保障者の解消」を目指した住宅保障の推進をさらに強化していくことが全体で確認された。

全体会議終了後には、全労済創立 60 周年記念講演が行われた。講師には慶應義塾大学大学院・岸 博幸教授が招かれ、「東京五輪後の日本経済はどうなる」と題し、2020 年以降の日本経済の動向について論じられた。「このような時代だからこそ全労済や労働金庫には頑張っていただきたい」とのエールがあった。



座長をつとめる神保議長＝5 月 30 日、東京都内

最後に、崎田 弘専務理事（中央労福協副会長）から「日本協同組合連携機構（JCA）」の 2018 年 4 月設立の背景等について報告がされた。

新連載

助け合い・支え合いの現場から



公益財団法人
沖縄県労働者福祉基金協会 前専務理事

玉城 勉 さん

1955 年沖縄県生まれ。沖縄県職員労働組合委員長を経て 2002 年に連合沖縄政策事務局長（副事務局長）。2002～2004 年、任意団体の沖縄県労協事務局長（非常勤）。2004 年 12 月、財団法人を設立し専務理事（非常勤）就任。2011 年 11 月～2017 年 6 月まで専任の専務理事。その間、数々の NPO 設立や支援等に取り組む一方、内閣府パーソナルサポート検討委員会構成員として生活困窮者自立支援法の制度設計にも携わる。

この連載について

中央労福協では 2018～2019 年度活動方針、2018 年度活動計画でニュースレターの内容の充実化のひとつとして連載記事の掲載を確認しています。これに基づき、今月号より新連載をスタートします。

日々目まぐるしく変わりゆく社会情勢の中で、「連帯・協同」でつくる安心・共生の福祉社会の実現に向け、これからの労福協運動に必要な視点とは何か。この連載では、地方労福協を退任された役員で、現役時代に労福協運動の発展に取り組まれた方々から、その豊富な経験や運動への思いを語って頂き、労福協運動を次の世代へと伝えていくことをねらいとしています。

第 1 弾は、「生活困窮者自立支援制度」へ繋がるパーソナルサポートモデル事業の実施など、先駆的な取り組みや幅広い支援活動を展開した沖縄県労福協・前専務理事の玉城勉さんです。今月号から全 6 回にわたり熱い思いを語って頂きます。

● 全国の労福協でも随一の規模ですが、事業当初からこのような体制でしたか

現在の職員数はパート勤務の方を含めて 147 名ですが、私が引き継いだ 2002 年は法人格のない任意団体で、スタッフは派遣の方 1 名、連合沖縄の役員をしていた私が非常勤で事務局長を担っていました。

● どうして、就労や生活など様々な支援事業に取り組もうと思ったのですか

「困っている人を見て見ぬふりしない」これが原点です。地域で困難者の支援をしていた両親の下で育ち、高校生の頃から生活保護や障害年金の申請などを手伝っていました。それと、博愛的経営者で現在の協同組合の基礎を創り、国際的な労働者保護を初めて唱えた英国の理想主義社会改革家ロバート・オウエンに憧れていたのです。（笑）

● 具体的なイメージはありましたか

県の福祉部門にいた際に、支援が必要でも「制度がない」、あるいは「制度はあってもたどり着けない」といった現実があり、制度・行政の限界や隙間を越えるワンストップ支援の必要性を強く感じていました。そこで、職場や労組の仲間と、新しい支援策等を研究テーマにした活動にも取り組みました。しかし、なかなか前に進みませんでした。

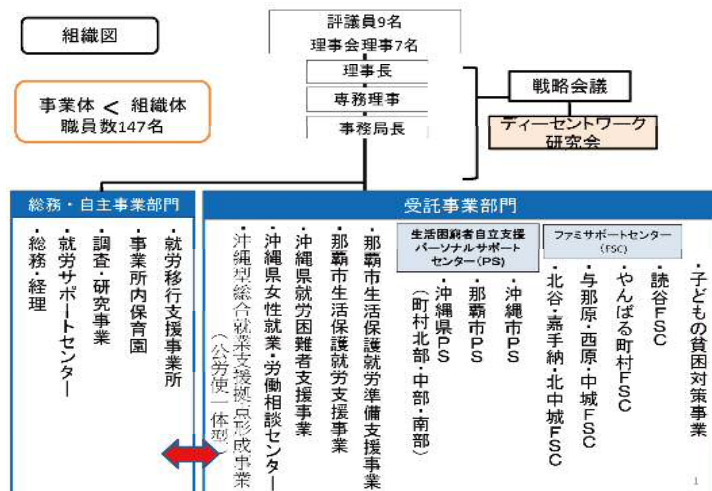
● どうして労働者福祉運動で実現できると考えたのですか

2003 年、連合評価委員会

から「全ての働く者が結集できる社会運動」が提起されました。また、中央労福協でも、そのための研究や活発な意見交換が行われました。そうした会議に参加する機会を得て、これまでの私の思いや温めてきた考えなどを新しい社会運動の中で生かせる、実現できるとワクワクしたのを覚えています。

● 思いの実現に向けて何をなさいましたか

まず、基盤となる財団を新たに設立し、それまでの事業を引き継ぎました。組合だけでなく、全ての働く人や NPO、さらに行政や経営者団体とも連携のとれる法人を目指しました。そして人材。公募等を通じて集まった仲間の中から、理念ビジョンに共感・共鳴する志の高い新しいリーダー達も生まれ、苦労を共にしながら組織を育み、現在の沖縄県労福協を創りました。その間、中央労福協のトブタカンパをはじめ心強い物心両面からの支援があったからこそ、苦しい時期を乗り切ることができたと思っています。



沖縄県労福協の組織図

改正消費者契約法が成立

デート商法や靈感商法などによる契約の取消が可能に

6 月 8 日、参議院本会議で「消費者契約法の一部を改正する法律案」が可決し成立した。来年 6 月に施行される。消費者契約法は、消費者の利益を守るため 2001 年に施行された法律で、消費者と事業者との契約について、不当な勧誘による契約の取消と不当な契約条項の無効を規定している。

今回の改正では、恋愛感情を利用するデート商法や就職や容姿などについて不安をあおって結んだ契約などを取り消すことができる規定が盛り込まれた。

また衆議院の審議の過程で与野党共同による修正が行わ

れ、靈感商法による勧誘や加齢や心身の問題が原因で判断力が低下した消費者に、生活や健康の不安をあおって結んだ契約も取り消すことができる規定が追加された。

昨今、高齢者を狙った悪質な訪問・電話販売やマルチ商法など若者の契約トラブルが増加しており、全国消団連、日弁連などが同法の改正を求めている。今後は成人年齢引き下げによる若年層の消費者被害拡大が懸念されている。中央労福協は悪質商法被害の根絶にむけて引き続き消費者団体等と連携して取り組んでいく。

連載 35

二〇一八年六月

労働運動と組合財政②／松岡駒吉の決断

争議解決金をめぐる苦い経験とはこういうことである。

戦前、労働組合法を制定する動きは資本側の強い抵抗で、何度も頓挫している。その際、資本側は解決金（金一封）の不透明さを指摘したのだ。「労働運動者と申します者が、金一封を授受し：大部分が此の運動家の懐に入るものでありまして：事業家も非常に迷惑し：労働者も非常に慨嘆して居ります」と。そうした事実があったことを、戦前からの総同盟の活動家だった天池清次が証言している。「金一封はたいがいそのストライキを指導した人が賃金みたいに受け取るわけですね。組合がもらうけど、もらった組合もお世話になった指導者にあげましようという習わしがあった」。もちろん、運動家たちは無私の人々だったし、組合費が十分に集まらない時代にはやむを得ない面があったのだけれど、こうした習慣は次第に労働者から疑問視され始めていく。また、総同盟から分裂した評議会も「解雇手当交渉請負業者」として批判していたのだった。天池はさらに言う。「それが不健全だと、労働組合の専従者に給料をきちんと出すようにしたのが松岡駒吉さんです。組合が金一封をその人に出すというのなら、本部に納めなさい」。こうして、総同盟の会計責任者になった松岡は、専従者を本部の有給役員に改めたのであった。

松岡は、一九二七（昭和二）年秋から七か月にわたり自らが指導した野田醤油の争議の顛末を、詳細な収支決算書とともに遺している。組合は三十八万円の解雇手当の外に七万円の争議費を受け取ったが、争議費用は十四万千円余も要した。受け取った争議費用では足りず、三万六千円余の寄付金、借入金、積立金などでまかかった。「会社から受け取った四十五万円の分配について、世間兎角の批評があるようだが、一撃指されることなきやう公平を期し：これを印刷に附して各所に配布した」。こうして、社会の耳目を集めた野田大争議は一切の不透明さもなく終結したのである。

松岡の指導宜しきを得て、前回述べた埼玉労働金庫初代理事長の井堀繁雄が、川口鋳物工場における十年間の争議の実態を組合財政も含めて詳細に書き遺したのは、そんな事情があったからだった。（高橋均）